

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

### 緑と花があふれる「まち」へ まちなか緑化

区では、町会・自治会などの団体の皆さんによる、緑や花であふれた潤いのある地域づくりを支援するため「まちなか緑化」(緑と花のまちづくり推進地域事業)を推進しています。推進地域(国や都の土地等を除く)には、プランターや花苗、用土等を区が無料で提供します。また、花の種類や育てる時期などを決める計画づくりや植栽・維持管理等を「緑と花のサポーター」が支援します。緑化したいと考えている場所がありましたら、ぜひ、ご相談ください。

【問合せ】環境保全課 緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208



### 健康はたばこの煙のない暮らしから 墨田区禁煙医療費補助事業

5月31日は世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」です。また、この日から1週間は厚生労働省が定める「禁煙週間」です。区では、禁煙を希望する区民の方を対象に、禁煙医療費の補助事業を行っています。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。

【対象者】区内在住の20歳以上の方で、本事業登録時、禁煙治療開始前または治療中の方 \*治療終了後の方は申込不可【助成内容】禁煙にかかる医療費自己負担分の1/2(上限1万円) \*1人1回のみ【対象経費】▶禁煙外来での禁煙治療費 ▶薬局で購

入した禁煙補助薬【問合せ】保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514 \*詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



### 調査票は届きましたか 経済センサス-活動調査

5月中に、区内全ての事業所・企業に調査票を配布しましたので、調査票が届いていない事業主の方はご連絡ください。

回答は、郵送またはインターネットで、6月8日までをお願いします。詳細は区ホームページおよび総務省統計局のホームページをご覧ください。

【調査基準日】6月1日(火)【問合せ】総務課統計係 ☎5608-6205

### 回収のご協力をお願いします 使用済歯ブラシ

区とライオン株式会社は、プラスチックの資源循環を目的として、令和2年3月31日に「ハブラシリサイクルに関する協定」を締結しました。この協定に基づき、使用済歯ブラシを回収する事業を開始し、1年間で約5500本を回収することができました。

使用済歯ブラシの回収ボックスは、区内の公共施設等に設置していますので、引き続きご協力をお願いします。

【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

### お困りの方へご相談ください 就職差別相談窓口

6月は都の「就職差別解消促進月間」です。就労を希望する方が本籍や性別、思想、信条等により、公正に採用されないことは決して許されません。既に働いている方に対する差別も同様です。お困りの方は、相談窓口にお問い合わせください。

【相談窓口】▶東京都ろうどう110番 ☎0570-00-6110 ▶ハローワーク墨田 ☎5669-8609【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

### マイナンバーカード交付の土曜臨時窓口を開設します!

【今月の開設日】6月5日・19日の午前9時～午後5時(6月～9月の第1・3・5土曜日に開庁)

【開設場所】窓口課(区役所1階)

【取扱業務】マイナンバーカードの交付のみ 第2・4日曜日開庁時と取扱業務が異なるためご注意ください。

【問合せ】窓口課住民異動係 ☎5608-6102

### 「私の好きな すみだ」写真募集!

皆さんが撮影した写真を本紙毎月1日号8面に掲載します。ぜひ、ご応募ください。

【応募方法】随時、「私の好きな すみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名・撮影場所・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉ OSHIRASE@city.sumida.lg.jp へ \*写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) \*応募に関する注意事項等は問い合わせるか、区ホームページを参照

### 新型コロナウイルス感染症対応施策も掲載しています

すみだ産業情報ナビ

毎月1日は 墨田区防災の日 6月1日の点検項目 災害に 役立つ近所の おつき合い

毎月5日は すみだ環境の日 6月のエコしぐさ ごみ削減 使う分だけ 買う努力

## 人権コラム ⑦

### 今こそ、人と人とのつながりを。STOP! コロナ差別

新型コロナウイルス感染症の収束がまだに見えない状況の中、感染者や医療従事者、その家族等に対する様々な差別的扱いが報道されています。例えば、感染から回復したにもかかわらず会社から一方的に自宅待機を命じられたり、感染者の名前や行動が特定され、SNS等で公表・非難されたりといったことなどです。こうした偏見や差別は決して許されません。

コロナ禍において、感染するかもしれないという恐怖が不安を呼び、その不安が「差別」、「偏見」を生みます。感染症がもたらす怖さは、こうした「差別」、「偏見」がウイルス感染に関わる人や対象を日常から遠ざけ、人と人との信頼関係や社会のつながりを失わせることです。恐れるべきものは、人でなくウイルスです。今こそ、私たち一人ひとりが互いの立場に立ち、相手を思いやり、優しい心で支え合うことが大切です。不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

今こそ、人と人とのつながりを。 STOP! コロナ差別

#### ■ 法務省による相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害を受けた方の相談を受け付けています。新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害のみならず、様々な人権侵害に関連する電話相談も受け付けています。

【相談先】みんなの人権110番 ☎0570-003-110 \*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

#### ■ 区による法律・人権相談

区では、人権侵害に関して悩みを抱える方が無料で弁護士に相談できる法律・人権相談を実施しています(事前予約制)。

【予約受け付け】すみだ区民相談室(区役所1階) ☎5608-1616 \*相談は毎週月・水・金曜日の午前10時～11時半、午後1時～4時(祝日・年末年始を除く) \*相談時間は1回30分

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322 \*上記の相談窓口以外の相談機関は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

